

別表 1：評価項目及び評価基準

工 事 名：大牟田市船津新川河川改良工事（その2）

区 分		評 価 項 目	評 価 基 準		配 点	
企業 の 技 術 力	① 施工実績の状況	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の同種工事の施工実績：注1	5件以上の工事の実績あり		3.0	3.0
			3件又は4件の工事の実績あり		2.0	
			1件又は2件の工事の実績あり		1.0	
			実績なし		0.0	
	② 工事成績評定の状況	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の本市の工事成績評定点の平均点（本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合にあつては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の国又は他の地方公共団体が発注した工事の実績の有無）：注2	本市の工事成績評定点の対象工事ありの場合	70点以上	3.0	3.0
				65点以上70点未満	2.0	
				60点以上65点未満	1.0	
				60点未満	0.0	
			本市の工事成績評定点の対象工事なしの場合	国又は他の地方公共団体の発注工事の実績あり	1.0	
				国又は他の地方公共団体の発注工事の実績なし	0.0	
③ 技術者保有状況に基づく信頼度	開札日現在において10年以上継続して雇用する1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者（それぞれの資格を継続して10年以上有する者に限る。）の人数：注3	3人以上		2.0	2.0	
		1人又は2人		1.0		
		0人		0.0		
④ 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001又はISO14001の認証の取得：注4	両方とも取得している		1.0	1.0	
		どちらか片方を取得している		0.5		
		両方とも取得していない		0.0		
9点	⑤ 施工実績の状況	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の配置予定技術者の同種工事の施工実績：注1・注5・注6	3件以上の工事の実績あり		2.0	2.0
			1件又は2件の工事の実績あり		1.0	
			実績なし		0.0	
	⑥ 工事成績評定の状況	配置予定技術者が従事した令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の本市の工事成績評定点の最高点（本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合にあつては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の国又は他の地方公共団体が発注した工事の実績の有無）：注2・注5・注6	本市の工事成績評定点の対象工事ありの場合	70点以上	3.0	3.0
				65点以上70点未満	2.0	
				60点以上65点未満	1.0	
				60点未満	0.0	
			本市の工事成績評定点の対象工事なしの場合	国又は他の地方公共団体の発注工事の実績あり	1.0	
				国又は他の地方公共団体の発注工事の実績なし	0.0	
	⑦ 継続教育の取組状況	配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組：注5・注7	各団体が定める目標単位以上		1.0	1.0
各団体が定める目標単位の2分の1以上目標単位未満			0.5			
各団体が定める目標単位の2分の1未満又は取組なし			0.0			
⑧ 資格の保有年数の状況	配置予定技術者が保有する1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格の保有年数：注3・注5	10年以上		2.0	2.0	
		5年以上10年未満		1.0		
		5年未満		0.5		
		対象となる資格なし		0.0		
企業 の 地 域 貢 献 活 動	⑨ 防災協定等の有無	本市との災害時における応急対策業務等に関する協定の締結の有無及び令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の災害対応の活動実績の有無：注8、注9	協定の締結あり、活動実績あり		1.0	1.0
			協定の締結あり、活動実績なし		0.5	
			協定の締結なし、活動実績あり		0.5	
			協定の締結なし、活動実績なし		0.0	
2点	⑩ 地域貢献度	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間の本市における公共施設の防災等予防点検、清掃活動若しくは緊急出動又は本市における防災訓練への参加若しくは自主防災訓練の実施：注10	活動の実績あり		1.0	1.0
			活動の実績なし		0.0	
計					19.0	

注1 「同種工事の施工実績」とは、国又は地方公共団体が発注した契約金額が5,000万円以上の契約に係る土木一式工事（建設業告示に規定する土木一式工事をいい、建設業法第4条の規定により土木一式工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工事に附帯する土木一式工事を除く。注2において同じ。）のうち、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に元請で完成させ、かつ引き渡した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあつては、土木一式工事を施工した構成員としての実績であつて、出資比率が100分の30以上である構成員としての実績に限る。注2において同じ。）をいう。

注2 「本市の工事成績評定点」とは、本市（企業局を含む。以下この注2において同じ。）が発注し、かつ、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に本市に引き渡した土木一式工事の実績に係る工事成績評定点をいう。

なお、本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合における令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間の国又は他の地方公共団体が発注した工事の実績は、当該期間に国又は他の地方公共団体に引き渡した土木一式工事の実績をいう。

注3 「1級土木施工管理技士」とは、建設業法第27条の規定に基づく技術検定のうち、令和2年度以前の技術検定にあつては土木施工管理に係る1級の技術検定の合格証明書を、令和3年度以後の技術検定にあつては土木施工管理に係る1級の第2次検定の合格証明書を有する者をいい、「1級建設機械施工管理技士」とは、同条の規定に基づく技術検定のうち、令和2年度以前の技術検定にあつては建設機械施工管理に係る1級の技術検定の合格証明書を、令和3年度以後の技術検定にあつては建設機械施工管理に係る1級の第2次検定の合格証明書を有する者をいう。

注4 ISOの認証については、令和7年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に登録されている住所の営業所等において取得しているものに限る。

注5 「配置予定技術者」とは、入札工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者をいう。

注6 「施工実績」及び「本市の工事成績評定点」の対象となるものは、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事したものに限る。

注7 「各団体」とは、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人土木学会をいう。

なお、継続教育（CPD）の取組における単位は、各団体が定めるCPD又はCPDSに係る単位数、期間について、当該団体が発行するCPD又はCPDSの証明書であつて証明対象期間の終了日が開札日前6月間にあるものにより取得が証明されたものに限る。

注8 「本市との災害時における応急対策業務等に関する協定」については、開札日前1月間締結中であることを証明されるものに限る。

注9 「災害対応の活動実績」とは、大牟田市水防本部又は大牟田市災害対策本部の設置時に本市の指示により対応した有償による業務活動の実績をいう。

注10 「緊急出動」とは、「⑨防災協定等の有無」における有償による業務活動の実績を除くその他の災害の予防又は防止のための活動をいう。